

ご存じですか、遺族基礎年金

■遺族基礎年金とは

国民年金の加入者が死亡したときに、残された妻や子に支払われる年金です。

■受給要件

次のいずれかに該当する「夫」が死亡した場合に、その人の「子のある妻」または「子」に支給されます。

- (1)国民年金の被保険者
- (2)国民年金の被保険者だった人で、日本国内に住所がある60～64歳の人
- (3)老齢基礎年金受給権者または受給資格期間を満たしている人

※「子」とは、18歳到達年度の末日(3月31日)を経過していない子、または20歳未満で障害年金の障害等級1・2級の子に限ります。

■保険料の未納・滞納にご注意ください

遺族年金は、死亡月の前々月までの被保険者期間のうち保険料を納付した期間(免除期間を含む)が3分の2以上ないときは受給できません。

※免除期間には、若年者納付猶予期間、学生納付特例期間を含みます。

※ただし平成28年3月31日以前の場合は、死亡日に65歳未満であれば、死亡月の前々月までの1年間に保険料の未納がなければ受給できます。

【問い合わせ】

○松山西年金事務所

☎089(925)5105

○住民課

☎0893(44)6152

省エネモニターを募集します

内子町は、家庭の省エネ度をチェックする「省エネモニター」を募集します。

家庭での電力消費量は年々増加しています。家庭で使う電気のうち約7割はエアコン・冷蔵庫・照明器具・テレビの4つが占めています。冷暖房を適切な温度に設定したり、照明を小まめに消したりすることで、省エネ効果を高めることができます。省エネ生活の第一歩として、皆さんも挑戦してみませんか。

■家庭でできる省エネの例

- ・エアコンを使うときは、暖房は20℃、冷房は28℃を目安に温度を設定する
- ・省エネ型の蛍光灯などを使用する
- ・冷蔵庫内の温度を季節に合わせて調節する
- ・シャワーはお湯を流しっぱなしにしない
- ・洗濯はまとめて洗う

■取り組み内容

9月から約半年間、家庭での電気などのエネルギー使用量を記録します。

■申し込み方法

住所と氏名を、電話またはメールで環境政策室までご連絡ください。

■申し込み期限

8月25日(木)

【申し込み・問い合わせ】

環境政策室

☎0893(44)6159

✉kankyo-seisaku@town.uchiko.ehime.jp

※簡単な省エネ診断も行っていますので、気軽にお問い合わせください。